

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三十七号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。